

支 部 規 約 (市・区)

第一条 (支部名称)

本支部は『地域主権型道州制国民協議会 支部』(以下本支部という)と称する。

第二条 (目的)

本会は、変化する世界の情勢や国内情勢に適応し、国益及び世界における日本国の政治的、経済的、文化的地位を維持発展させるために国内の官僚独裁ともいえる中央集権的政治及び行政を廃し、区分した道州住民の主権による、地域に適した身近な政治及び行政を実現することにより、豊かで安心できる日本国をつくることを目的とする。

第三条 (支部)

本支部は 市に置く

第四条 (組織)

- 1、本支部は地域主権型道州制国民協議会を本部とし(以下本部という)、各市区に置く支部の一つとして本部及び他の支部と協力し、第二条の目的を達成するよう努力する。
- 2、当該都道府県支部を結成するときは、各市、各支部の共同体として組織する。

第五条 (役員)

- 1、本会は次の役員を置く。
支部長 1名 理事の中より互選にて選出(但し、初代は本部にて委嘱することができる)
副支部長 若干名 支部長の指名による。
理事 10名以上
- 2、10名以上の会員を集めた者は理事の資格を得る。
- 3、各役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第六条 (会議と議事録)

- 1、本支部の通常の運営は、理事会で行い、毎月1度支部長がこれを召集する。
- 2、総会は年に一度これを行い、支部長がこれを召集する。
- 3、その他必要に応じ、支部長が会を招集できる。
- 4、会議の議事録は支部にて保管し、本部より要請があれば報告をする。

第七条 (運営費と会計年度)

- 1、本支部は寄付及び事業収益により行う。
- 2、本支部の会計年度は、4月1日より翌3月31日までとする。
- 3、予算、決算報告は理事会にて行う。

第八条(政治顧問)

- 1、本支部は第二条の目的を達成するために、市区首長及び市区議会議員を政治顧問として理事会の推薦により支部長がこれを本部に報告をする。
- 2、政治顧問は自己の政治信条の中に必ず地域主権型道州制実現を謳うものとする。
- 3、政治顧問の報告を受けた本部は、会長の委嘱状を支部長を通じ、これを手渡すものとする。

第九条(顧問)

- 1、本支部は第二条の目的を達成するためにその目的に賛同する社会的有力者を顧問として理事会の推薦により支部長はこれを本部に報告する。
- 2、顧問は社会に対して本会目的の重要かつ緊急性を啓蒙し、世論の喚起を行うものとし、必要に応じ顧問会議を行う。その召集と議長は支部長がこれを行うものとする。
- 3、顧問の報告を受けた本部は、会長名の委嘱状を支部長を通じ、これを手渡すものとする。

第十条(事業)

本会の目的達成のため、市内各地で本部会長をはじめ、政治顧問、顧問、本会役員等の講演会をできる限り多く開催し、国民の理解を深め、本会目的の実現を図る。

第十一条(支部長の解任)

本会の性質上、本部と整合性のとれない支部長は本部常任理事会の決議により、支部長を解任することができる。

第十三条(付則)

本規約は本部規約に準ずる為、本部よりの変更通知により変更する。